

中華人民共和国国務院令

第 769 号

ここに「『中華人民共和国専利法実施細則』の改正に関する国務院の決定」を公布し、2024年1月20日より施行する。

総理 李強

2023年12月11日

『中華人民共和国専利法実施細則』の改正に関する国務院の決定

国務院は、「中華人民共和国専利法実施細則」を次のように改正することを決定した。

一、第二条を次のように改正する：「専利法と本細則に規定する各種の手続きは、書面形式又は国務院専利行政部門が規定するその他の形式によって行うものとする。記載された内容を、電子データ交換等の方法で有形的に表示することができ、且つ審査用のデータメッセージ（以下、電子形式という）を随時読み出すことができるものは、書面形式とみなす。」

二、第四条第二項を第三項に変更し、そのうちの「郵送、直接交付、又はその他の方法によって当事者に送達することができる。」を、「電子形式、郵送、直接交付、又はその他の方法によって当事者に送達することができる。」に改正する。

一項を追加し、これを第二項とする：「電子形式で国務院専利行政部門に各種書類を提出する場合、国務院専利行政部門が指定する特定の電子システムにログインした日付を提出日とする。」

第三項を第四項に変更し、次のように改正する：「国務院専利行政部門が郵送する各種の書類は、書類発送の日から起算して満15日を以って、当事者の書類受領日と推定する。当事者が提供した証拠が、書類を実際に受領した日付を証明できるものである場合は、実際の受領日を基準とする。」

一項を追加し、これを第七項とする：「国務院専利行政部門が電子形式で送達する各種書類は、当事者が認められた電子システムにログインした日付を送達日とする。」

三、第五条における「専利法及び本細則に規定する各種の期限の1日目は期限内に算入しない。」を「専利法及び本細則で規定する各種期限の開始の当日は期限に算入せず、翌日から算入するものとする。」に改正する。

四、第六条第一項を次のように改正する：「当事者が不可抗力の事由により、専利法又は本細則に規定する期限又は国務院専利行政部門から指定された期限に間に合わなかったため、その

権利が喪失した場合は、障碍の解消された日から起算して2ヶ月以内、且つ期限の満了日から起算して2年以内に、国務院専利行政部門に権利の回復を請求することができる。」

第二項を次のように改正する：「前項に規定する状況を除き、当事者がその他の正当な理由により、専利法又は本細則に規定する期限又は国務院専利行政部門から指定された期限に間に合わなかったため、その権利が喪失した場合、国務院専利行政部門の通知を受け取った日から起算して2ヶ月以内に国務院専利行政部門に権利の回復を請求することができる。ただし、復審請求の期限に間に合わなかった場合は、復審請求の期限の満了日から起算して2ヶ月以内に国務院専利行政部門に権利の回復を請求することができる。」

第四項を次のように改正する：「当事者より国務院専利行政部門から指定された期限の延長を申請する場合は、期限の満了日までに国務院専利行政部門に期限延長申請書を提出し、理由を説明し、かつ関連手続きを取らなければならない。」

五、第九条を次のように改正する：「国務院専利行政部門は、本細則第八条の規定に基づいて提出された請求を受け取った後、審査の結果、当該発明又は実用新案が国家の安全又は重大利益に係わる可能性があり機密保持の必要があると認めた場合、請求提出日から起算して2ヶ月以内に出願人に機密保持審査通知を発送しなければならない。状況が複雑な場合は、2ヶ月延長することができる。」

「国務院専利行政部門は、前項の規定に従い機密保持審査を行う場合、機密保持の必要性があるかについて、請求が提出された日から起算して4ヶ月以内に決定を下したうえ、出願人に通知しなければならない。状況が複雑な場合は、2ヶ月延長することができる。」

六、一条を追加し、これを第十一条とする：「専利を出願する場合は、誠実、信用の原則に則らなければならない。各種専利出願をする場合は、真の発明の創造活動に基づくものとし、虚偽を弄してはならない。」

七、一条を追加し、これを第十六条とする：「専利業務は、党および国家の知的財産戦略を徹底的に遂行し、我が国の専利創造、運用、保護、管理及びサービスレベルを引き上げ、全面的なイノベーションを支援し、イノベーション型国家の建設を促進するものでなければならない。」

「国務院専利行政部門は、専利情報の公共サービス能力を引き上げ、完全に、正確に、速やかに専利情報を公表し、専利の基礎データを提供し、専利の関連データ資源の開示及び共有、相互利用を促進しなければならない。」

八、第十五条を第十七条に変更し、第一項及び第二項を併合して第一項とし、次のように改正する：「専利を出願する場合は、国務院専利行政部門に出願書類を提出しなければならない。出願書類は、規定の要求に合致しなければならない。」

九、一条を追加し、これを第十八条とする：「専利法第十八条第一項の規定に基づき、専利代理機関に委任して中国で専利を出願しそしてその他専利業務を行う場合、下記に挙げる業務に係る場合は、出願人又は専利権者は自ら行うことができる。

「(一) 出願が優先権を主張する場合、最初に提出した専利出願（以下「先願」と略称する）の書類の副本を提出する。

「(二) 費用の納付

「(三) 国務院専利行政部門によって規定されたその他の業務。」

十、第十七条を第二十条に変更し、第四項を次のように改正する：「発明専利出願に一つ又は複数のヌクレオチド又はアミノ酸配列が含まれている場合、明細書に国務院専利行政部門の規定に合致する配列表を含めなければならない。」

十一、第二十三条を第二十六条に変更し、第二項を次のように改正する：「要約書には、発明を最も説明できる化学式を含ませることができる。添付図面のある専利出願は、更に願書において当該発明又は実用新案の技術的特徴を最も説明できる明細書添付図面を要約書添付図面に指定しなければならない。要約書には、商業的な宣伝用語を用いてはならない。」

十二、第二十七条を第三十条に変更し、次のように改正する：「出願人は各意匠物品において保護を求める内容について関連する図面又は写真を提出しなければならない。」

「部分意匠専利を出願する場合、物品全体の正投影図を提出したうえ、破線と実線の組み合わせ又はその他の方法で保護を求める部分の内容をはっきりと表さなければならない。」

「出願人は色の保護を求める場合、カラーの図面又は写真を提出しなければならない。」

十三、第二十八条を第三十一条に変更し、一項を追加し、これを第三項とする：「部分意匠専利を出願する場合、簡単な説明において保護を求める部分を明記しなければならないが、物品全体の正投影図において破線と実線の組み合わせの方法ではっきりと表している場合はこの限りではない。」

第三項を第四項に変更し、次のように改正する：「簡単な説明において商業的な宣伝用語を用いたり、物品の性能の説明をしてはならない。」

十四、第三十条を第三十三条に変更し、第二項を次のように改正する：「専利法第二十四条第（三）号にいう学術会議又は技術会議とは、国務院の関連主管部門又は全国的な学術団体組織が開催する学術会議又は技術会議、及び国務院関連主管部門が認可した国際組織によって開催される学術会議又は技術会議を指す。」

第三項を次のように改正する：「専利を出願する発明創造に専利法第二十四条第（二）号又は第（三）号に挙げた状況がある場合、出願人は専利出願の提出時に声明し、かつ出願日から起算して2ヶ月以内に、関連する発明創造が既に展示された又は発表された事実、並びに展示又は発表の期日を証明する書類を提出しなければならない。」

第四項における「専利法第二十四条第（三）号」を「専利法第二十四条第（一）号又は第（四）号」に変更する。

十五、第三十二条を第三十五条に変更し、次のように改正する：「出願人は一つの専利出願において一つ又は複数の優先権を主張することができる。複数の優先権を主張する場合は、同出願の優先権の期限は最も早い優先権主張日より起算する。」

「発明又は実用新案専利の出願人が国内優先権を主張し、先願が発明専利の出願である場合は、同一の主題について発明又は実用新案の専利を出願することができる。先願が実用新案専利の出願である場合は、同一の主題について実用新案又は発明の専利を出願することができる。」

「意匠専利の出願人が国内優先権を主張し、先願が発明又は実用新案専利の出願である場合は、添付図面に示されるデザインについて同一の主題の意匠専利を出願することができる。先願が意匠専利の出願である場合は、同一の主題について意匠専利を出願することができる。ただし、後願を提出するにあたり、先願の主題が、下記に挙げる状況のいずれかに該当する場合、国内優先権主張の基礎としてはならない。」

「（一）既に外国優先権又は国内優先権を主張している場合

「（二）既に専利権が付与されている場合

「（三）規定によって提出した分割出願に該当する場合

「出願人が国内優先権を主張する場合、その先願は後願が提出された日から取り下げられたものとみなす。但し、意匠専利の出願人が発明又は実用新案専利出願を国内優先権の基礎とすることを主張する場合は、この限りではない。」

十六、一条を追加し、これを第三十六条とする：「出願人が、専利法第二十九条に規定された期限を超えて、国務院専利行政部門に同一の主題について発明又は実用新案専利の出願を行った場合に、正当な理由があれば、期限の満了日から起算して2ヶ月以内に優先権の回復を請求することができる。」

十七、一条を追加し、これを第三十七条とする：「発明又は実用新案専利の出願人が優先権を主張している場合、優先権主張日から起算して16ヶ月以内又は出願日から4ヶ月以内に、請求書において優先権主張について追加又は訂正することができる。」

十八、一条を追加し、これを第四十五条とする：「発明又は実用新案専利の出願において、請求の範囲、明細書若しくは請求の範囲、明細書の一部の内容に不足がある又は誤って提出されているものの、出願人がその提出日に優先権を主張していた場合、提出日から起算して2ヶ月以内又は国務院専利行政部門が指定する期限内に、先願書類を援用する方式によって追加で提出することができる。追加で提出された書類が関連規定に合致する場合、最初に提出された書類の提出日を出願日とする。」

十九、第四十四条を第五十条に変更し、第一項を次のように改正する：「専利法第三十四条と第四十条にいう初歩審査とは、専利出願が専利法第二十六条又は第二十七条に規定する書類とその他の必要な書類を具備しているか、これらの書類が規定の形式に合致しているかを指し、さらに下記に挙げる各項を審査する。

「（一）発明専利出願が専利法第五条、第二十五条に規定する状況に明らかに該当するか、専利法第十七条、第十八条第一項、第十九条第一項又は本細則第十一条、第十九条、第二十九条第二項の規定に合致しないものではないか、専利法第二条第二項、第二十六条第五項、第三十一条第一項、第三十三条又は本細則第二十条～第二十四条の規定に明らかに合致しないものではないか。

「（二）実用新案専利出願が専利法第五条、第二十五条に規定する状況に明らかに該当するか、専利法第十七条、第十八条第一項、第十九条第一項又は本細則第十一条、第十九条～第二十二條、第二十四条～第二十六条の規定に合致しないものではないか、専利法第二条第三項、第二十二條、第二十六条第三項、第二十六条第四項、第三十一条第一項、第三十三条又は本細則第二十三條、第四十九条第一項の規定に明らかに合致しないものではないか、専利法第九条の規定によって専利権を取得できないものではないか。

「（三）意匠専利出願が専利法第五条、第二十五条第一項第（六）号に規定する状況に明らかに該当するか、専利法第十七条、第十八条第一項又は本細則第十一条、第十九條、第三十條、第三十一條の規定に合致しないものではないか、専利法第二条第四項、第二十三條第一項、第二十三條第二項、第二十七條第二項、第三十一條第二項、第三十三條又は本細則第四十九條第一項

の規定に明らかに合致しないものではないか、専利法第九条の規定によって専利権を取得できないものではないか。

「(四) 出願書類が本細則第二条、第三条第一項の規定に合致するか。」

二十、第五十条を第五十六条に変更し、一項を追加し、これを第二項とする：「出願人は、専利出願について繰延審査を請求することができる。」

二十一、第五十三条を第五十九条に変更し、次のように改正する：「専利法第三十八条の規定に基づき、実体審査の後に発明専利出願を拒絶しなければならない状況とは、以下のものを指す。

「(一) 出願が専利法第五条、第二十五条に規定する状況に該当する、又は専利法第九条の規定によって専利権を付与できない場合

「(二) 出願が専利法第二条第二項、第十九条第一項、第二十二条、第二十六条第三項、第二十六条第四項、第二十六条第五項、第三十一条第一項又は本細則第十一条、第二十三条第二項の規定に合致しない場合、

「(三) 出願の補正が専利法第三十三条の規定に合致しない、又は分割出願が本細則第四十九条第一項の規定に合致しない場合。」

二十二、第五十六条を第六十二条に変更し、第一項を次のように改正する：「実用新案又は意匠専利権の付与決定が公告された後、専利法第六十六条に規定する専利権者、利害関係人、被控訴人は専利権評価報告書の作成を国務院専利行政部門に請求することができる。出願人は、専利権の登録手続きを行う際に、専利権評価報告書の作成を国務院専利行政部門に請求することができる。」

第二項を次のように改正する：「専利権評価報告書の作成を請求する場合は、専利権評価報告請求書を提出し、専利出願番号又は専利番号を明記しなければならない。一つの請求は一つの専利出願又は専利権に限る。」

二十三、第五十七条を第六十三条に変更し、次のように改正する：「国務院専利行政部門は専利権評価報告請求書を受け取ってから2ヶ月以内に、専利権評価報告を作成しなければならない。但し、出願人が専利権の登録手続きを行う際に専利権評価報告書の作成を請求した場合、国務院専利行政部門は専利権付与の公告日から起算して2ヶ月以内に専利権評価報告書を作成しなければならない。

「同一の実用新案又は意匠専利権に対して、複数の請求人が専利権評価報告書の作成を請求した場合、国務院専利行政部門は評価報告を1式だけ作成する。如何なる機関又は個人も当該専利権評価報告書を閲覧又は複製することができる。」

二十四、第五十九条、第六十一条第二項、第六十二条を削除する。

二十五、第六十三条を第六十七条に変更し、次のように改正する：「国務院専利行政部門は復審を行った後、復審請求が専利法及び本細則の関連規定に合致していない、又は専利出願にその他専利法及び本細則の関連規定に明らかに違反する状況が存在すると考える場合、復審請求人に通知し、指定の期限内に意見を陳述するよう要求しなければならない。期限が満了になっても回答がなされなかった場合、当該復審請求が取り下げられたものとみなす。意見が陳述された又は補正された後でも、国務院専利行政部門は依然として専利法と本細則の関連規定に合致していないと考える場合、復審請求を拒絶する旨の復審決定を行わなければならない。」

「国務院専利行政部門は復審を行った後、元の拒絶査定が専利法と本細則の関連規定に合致していないと考える場合、又は補正を行った専利出願書類が元の拒絶査定及び復審通知書に指摘された不備が解消されたと考える場合、元の拒絶査定を取り消し、引き続き審査手続きを行わなければならない。」

二十六、第六十五条を第六十九条に変更し、第二項を次のように改正する：「前項にいう無効宣告請求の理由とは、専利が付与された発明創造が専利法第二条、第十九条第一項、第二十二條、第二十三條、第二十六条第三項、第二十六条第四項、第二十七条第二項、第三十三條又は本細則第十一条、第二十三條第二項、第四十九條第一項の規定に合致しないか、若しくは専利法第五条、第二十五条に規定する状況に該当するか、又は専利法第九条の規定に基づいて専利権を付与できないことを指す。」

二十七、第六十九条を第七十三条に変更し、第一項を次のように改正する：「無効宣告請求の審査過程において、発明又は実用新案専利の専利権者はその専利請求の範囲を補正することができるが、元の専利の保護範囲を拡大してはならない。国務院専利行政部門は、補正後の請求の範囲を基礎として専利権の有効維持を下す又は一部無効を宣告する決定を下した場合、補正後の請求の範囲を公告しなければならない。」

二十八、一章を追加してこれを第五章とし、章の名称を「専利権期限補償」とし、これには第七十七条～第八十四条が含まれる。

二十九、一条を追加し、これを第七十七条とする：「専利法第四十二条第二項の規定に基づき専利権期限補償の付与の請求を行う場合、専利権者は専利権付与の公告日から起算して3ヶ月以内に国務院専利行政部門に提出する。」

三十、一条を追加し、これを第七十八条とする：「専利法第四十二条第二項の規定に基づき専利権期限補償を与える場合、補償期限は、発明専利の権利付与過程における不合理な遅延の実際の遅延日数に従い計算する。

「前項にいう発明専利の権利付与過程における不合理な遅延の実際の遅延日数とは、発明専利の出願日から起算して満4年且つ実体審査の請求日から起算して満3年の日から専利権付与の公告日までの間の日数から、合理的な遅延の日数及び出願人に起因する不合理な遅延の日数を引いた日数を指す。

「下記に挙げる状況が、合理的な遅延に該当する。

「(一) 本細則第六十六条の規定に基づき専利出願書類を補正した後に専利権が付与されたもので、復審手続きに起因する遅延。

「(二) 本細則第百三条、第百四条に規定する状況に起因する遅延。

「(三) その他の合理的な状況に起因する遅延。

「同一出願人が同日に同様の発明創造について実用新案専利と発明専利の両方を出願し、本細則第四十七条第四項の規定に基づき発明専利権を取得した場合、当該発明専利権の期限には専利法第四十二条第二項の規定を適用しない。」

三十一、一条を追加し、これを第七十九条とする：「専利法第四十二条第二項に規定する出願人に起因する不合理な遅延には、次のような状況が含まれる。

「(一) 指定された期限内に国務院専利行政部門から出された通知に回答しなかった場合

「(二) 繰延審査を申請した場合

「(三) 本細則第四十五条に規定する状況に起因する遅延

「(四) その他、出願人に起因する不合理な遅延。」

三十二、一条を追加し、これを第八十条とする：「専利法第四十二条第三項にいう新薬に係る発明専利とは、規定に合致する新薬の製品専利、製造方法専利、医薬用途専利を指す。」

三十三、一条を追加し、これを第八十一条とする：「専利法第四十二条第三項の規定に基づき新薬に係る発明専利権の期限補償の付与を請求する場合は、下記に挙げる要求に合致しなければならず、当該新薬が中国で販売許可を取得した日から起算して3ヶ月以内に国務院専利行政部門に提出しなければならない。

「(一) 一つの新薬に同時に複数の専利がある場合、専利権者はそのうちの一つの専利についてしか専利期限補償を請求することができない。

「(二) 一つの専利が同時に複数の新薬に係る場合、この専利について専利権期限補償を請求することができるのは一つの新薬に対してのみである。

「(三) 当該専利が存続期間内にあり、且つ新薬に係る発明専利権の期限補償を取得していない。」

三十四、一条を追加し、これを第八十二条とする：「専利法第四十二条第三項の規定に基づき専利権期限補償を与える場合、補償期限は、当該専利の出願日から当該新薬が中国で販売許可を取得するまでの間の日数から5年を引き、専利法第四十二条第三項の規定に合致することを基礎として確定する。」

三十五、一条を追加し、これを第八十三条とする：「新薬に係る発明専利の専利期限補償の期間内において、当該専利の保護範囲は、当該新薬及び新薬に許可された適応症に係る技術方案に限る。保護範囲内において、専利権者が有する権利及び負う義務は、専利権期限が補償される前のものと同じである。」

三十六、一条を追加し、これを第八十四条とする：「国務院専利行政部門は、専利法第四十二条第二項、第三項の規定に基づき提出された専利権期限補償の請求について審査を行った後、補償の条件に合致すると考える場合、期限補償を与える決定を下し、登録及び公告をする。補償の条件に合致場合は、期限補償を与えない旨の決定を下し、請求を提出した専利権者に通知する。」

三十七、第五章を第六章に変更し、章の名称を「専利実施の特別許諾」に変更する。

三十八、一条を追加し、これを第八十五条とする：「専利権者は、自由意志で専利に対する開放許諾の実施を宣言する場合、専利権付与が公告された後で申し出なければならない。

「開放許諾の宣言には次のような事項が明記されなければならない。

「(一) 専利番号

「(二) 専利権者の氏名又は名称

「(三) 専利許諾実施料の支払方式、基準

「(四) 専利許諾の期限

「(五) その他の明確にすべき事項

「開放許諾宣言の内容は正確、明晰なものでなければならない、商業的な宣伝用語が含まれてはならない。」

三十九、一条を追加し、これを第八十六条とする：「専利権が、下記に挙げる状況のいずれかに該当する場合、専利権者はその実施についての開放許諾をしてはならない。

「(一) 専利権が独占又は排他的許諾の有効期間内にある場合

「(二) 本細則第百三条、第百四条に規定する中止の状況に該当する場合

「(三) 規定に従い年金を納付していない場合

「(四) 専利権に質権が設定されており、質権者の同意を得ていない場合

「(五) その他、専利権の有効的な実施を妨げる場合。」

四十、一条を追加し、これを第八十七条とする：「開放許諾を通じて専利実施許諾の合意がなされた場合、専利権者又は被許諾者は、許諾合意を証明できる書面書類により国务院専利行政部門に届け出なければならない。」

四十一、一条を追加し、これを第八十八条とする：「専利権者は、虚偽の資料の提供、事実隠蔽等の手段によって開放許諾の宣言をしてはならない又は開放許諾の実施期間内に専利年金の減免を受けてはならない。」

四十二、第七十六条を第九十二条に変更し、第一項を次のように改正する：「専利権が付与された機関は専利法第十五条に規定する奨励、報酬の方式と金額について発明者又は考案者と約定するか、若しくは法に従って制定した規定制度の中で定めることができる。専利権が付与された機関が、知的財産権によるインセンティブ付与を実施することを奨励し、株式、ストックオプション、ボーナス等の方式によって、イノベーションによる利益を発明者又は考案者に合理的に享受させる。」

四十三、第七十七条を第九十三条に変更し、第一項を次のように改正する：「専利権が付与された機関が、発明者又は考案者と専利法第十五条に規定する奨励の方式と金額について約定しておらず、法に従って制定した規定制度の中で定めていない場合、専利権付与の公告日から起算して3ヶ月以内に発明者又は考案者に報奨を支給しなければならない。発明専利一件あたりの報奨は4,000元を下回ってはならず、実用新案専利又は意匠専利一件あたりの報奨は1,500元を下回ってはならない。」

四十四、第七十八条を第九十四条に変更し、次のように改正する：「専利権が付与された機関が、発明者又は考案者と専利法第十五条に規定する報酬の方式と金額について約定しておらず、また、法に従って制定した規定制度の中で定めていない場合、「中華人民共和国科学技術成果転化促進法」の規定に従い、発明者又は考案者に合理的な報奨を支給しなければならない。」

四十五、第七十九条を第九十五条に変更し、次のように改正する：「省、自治区、直轄市人民政府の専利業務を管理する部門、及び専利の管理作業の量が多く、また、実質的な処理能力を有する地級市、自治州、盟、地区及び直轄市の区人民政府の専利業務を管理する部門は、専利紛争を処理及び調停することができる。」

四十六、第八十条を削除する。

四十七、一条を追加し、これを第九十六条とする：「下記に挙げる状況のいずれかに該当する場合、専利法第七十条にいう全国的に重大な影響を及ぼす専利侵害紛争に当たる。

「(一) 重大な公共利益に係る場合

「(二) 産業の発展に重大な影響を及ぼす場合

「(三) 省、自治区、直轄市区域を跨る重大な事件

「（四）国務院専利行政部門が考える、重大な影響を及ぼすその他の状況。

「専利権者又は利害関係人が国務院専利行政部門に専利侵害紛争の処理を請求しているが、関連事件が全国的に重大な影響を及ぼす専利侵害紛争に該当しない場合、国務院専利行政部門は管轄権を有する地方の人民政府の専利業務を管理する部門を指定して処理させることができる。」

四十八、 一条を追加し、これを第百条とする：「出願人又は専利権者が本細則第十一条、第八十八条の規定に違反した場合、県級以上の専利の法執行を担当する部門より警告を行い、10万元以下の罰金を科すことができる。」

四十九、 第八十四条を第百一条に変更し、第三項を次のように改正する：「専利詐称製品であることを知らないで販売し、かつ当該製品の合法的な由来を証明できる場合は、県級以上の専利の法執行を担当する部門より販売の停止を命じる。」

五十、 第八十六条を第百三条に変更し、第二項を次のように改正する：「前項規定に基づき関連手続きの中止を請求する場合、国務院専利行政部門に請求書を提出し、理由を説明し、専利業務を管理する部門又は人民法院による出願番号又は専利番号が明記された関連受理文書の副本を添付しなければならない。国務院専利行政部門は、当事者の提出した中止の理由が明らかに成立しないと考える場合は、関連の処理を中止しなくてもよい。」

五十一、 第八十九条を第百六条に変更し、一項を追加し、これを第五号とする：「（五）国防専利、機密保持専利の機密保持の解除」。

一号追加してこれを第九号とする：「（九）専利権期限の補償」。

一号追加してこれを第十号とする：「（九）専利実施の開放許諾」。

五十二、 第九十条を第百七条に変更し、第五号を次のように改正する：「（五）実用新案専利の要約書、意匠専利の図面又は写真一枚」。

一号追加してこれを第九号とする：「（九）専利権期限の補償」。

一号追加してこれを第十三号とする：「（十三）専利実施の開放許諾事項」。

第十三号を第十五号に変更し、次のように改正する：「（十五）専利権者の氏名又は名称、国籍及び住所の変更」。

五十三、 第九十三条を第百十条に変更し、第一項第三号における「専利登録費用、公告印刷費用」を削除する。

第一項第五号を次のように改正する：「（五）書誌事項変更費用、専利権評価報告書の請求費、無効宣告請求費、専利文献副本の証明費」。

第二項を次のように改正する：「前項に列举された各費用の納付基準は、国務院発展改革部門、財政部門が国務院専利行政部門と共同でその職責に従い分担して定めるものとする。国務院財政部門、発展改革部門は、国務院専利行政部門と共同で、実際の状況に従い専利出願及びその他手続きで納付すべき費用の種類及び基準について調整を行うことができる。」

五十四、 第九十四条を第百十一条に変更し、第一項を次のように改正する：「専利法及び本細則に規定する各種費用は、規定に厳格に従い納付しなければならない。」

第二項を削除する。

五十五、第十章を第十一章に変更し、章の名称を「発明、実用新案の国際出願に関する特別規定」に変更する。

五十六、第百四条を第百二十一条に変更し、第一項第五号を次のように改正する：「（五）国際出願が外国語で提出された場合、要約書の中国語訳を提出する。添付図面と要約書の添付図面がある場合、添付図面の副本を提出し、要約書の添付図面を指定する。添付図面の中に文字がある場合、それを該当する中国語に書き換える。」

第一項第六号を次のように改正する：「（六）国際段階において既に国際事務局で出願人変更手続きをした場合は、必要に応じて、変更後の出願人が出願権を有することの証明資料を提出する」。

五十七、第百二十一条を削除する。

五十八、一条を追加し、これを第百二十八条とする：「国際出願の出願日が、優先権期限満了の2ヶ月以内にあり、国際段階で受理官庁が優先権の回復を承認している場合は、本細則第三十六条の規定に従い優先権回復の請求を既に提出したものとみなす。国際段階で出願人が優先権の回復を請求しなかった、又は優先権回復の請求を提出したが受理官庁によって承認されなかった場合、出願人に正当な理由があれば、移行日から起算して2ヶ月以内に国務院専利行政部門に優先権回復の請求をすることができる。」

五十九、一章を追加してこれを第十二章とし、章の名称を「意匠国際出願に関する特別規定」に変更し、これには第百三十六条～第百四十四条が含まれる。

六十、一条を追加し、これを第百三十六条とする：「国務院専利行政部門は、専利法第十九条第二項、第三項の規定に従い、工業意匠の国際登録に関するハーグ協定（1999年版）（以下「ハーグ協定」と略称する）に基づき意匠国際登録出願を処理する。

「国務院専利行政部門が、ハーグ協定に基づき提出され、かつ中国を指定した意匠の国際登録出願（以下、意匠国際出願と略称）を処理する際の条件及び手続きは、本章の規定を適用するものとする。本章に規定のないものについては、専利法及び本細則のその他各章の関連規定を適用するものとする。」

六十一、一条を追加し、これを第百三十七条とする：「ハーグ協定に基づき国際登録日が決定し、かつ中国を指定した意匠国際出願は、国務院専利行政部門に対し提出された意匠専利出願とみなされ、この国際登録日は専利法第二十八条にいう出願日とみなされる。」

六十二、一条を追加し、これを第百三十八条とする：「国際事務局が意匠国際出願を公開した後、国務院専利行政部門は意匠国際出願に対する審査を行い、かつ審査結果を国際事務局に通知する。」

六十三、一条を追加し、これを第百三十九条とする：「国際事務局が公開した意匠国際出願に一又は複数の優先権が含まれる場合は、既に専利法第三十条の規定に従って書面声明を提出したとみなされる。

「意匠国際出願の出願人が優先権を要求する場合は、意匠国際出願の公開日から起算して3ヶ月以内に先願書類の副本を提出しなければならない。」

六十四、一条を追加し、これを第百四十条とする：「意匠国際出願に係る意匠に、専利法第二十四条第（二）号又は第（三）号に列举される状況が存在する場合は、意匠を国際出願した

際の声明を提出するとともに、意匠国際出願の公開日から起算して2ヶ月以内に本細則第三十三条第三項に規定される関連の証明書類を提出しなければならない。」

六十五、一条を追加し、これを第百四十一条とする：「一つの意匠国際出願に二つ以上の意匠が含まれる場合、出願人は意匠国際出願の公開日から起算して2ヶ月以内に、国務院専利行政部門に対し分割出願を提出し、費用を納付することができる。」

六十六、一条を追加し、これを第百四十二条とする：「国際事務局が公開する意匠国際出願に意匠要点を含む明細書が含まれる場合は、既に本細則第三十一条の規定に従って簡単な説明を提出したものとみなされる。」

六十七、一条を追加し、これを第百四十三条とする：「国務院専利行政部門の審査において、意匠国際出願に拒絶理由が発見されなかった場合、国務院専利行政部門は保護を与える旨の決定を行い、国際事務局に通知する。

「国務院専利行政部門は保護を与える旨の決定を行った後、これを公告する。この意匠専利権は公告日から発効する。」

六十八、一条を追加し、これを第百四十四条とする：「既に国際事務局で権利変更手続きを行った場合、出願人は国務院専利行政部門に対し関連する証明資料を提供しなければならない。」

六十九、一部の条文を次のように改正する：

(一) 第十二条を第十三条に変更し、第二項における「技術資料」を「技術情報及び資料」に改正する。

(二) 第十六条を第十九条に変更し、第二号における「組織機構コード又は住民身分証明書番号」を「統一社会信用コード又は身分証明書番号」に改正し、第四号における「専利代理人の氏名、執業免許番号」を「専利弁理士の氏名、専利弁理士の資格証番号」に改正する。

(三) 第二十六条を第二十九条に変更し、第一項における「実際の又は潜在的な価値を有する素材」の後ろに「及びそのような材料の使用から得られる遺伝情報」を追加する。

(四) 第三十七条を第四十二条に変更し、第四号を次のように改正する：「(四) 復審又は無効宣告手続きにおいて、かつて元の出願の審査に参加していた場合」。

(五) 第三十九条を第四十四条に変更し、第三号を次のように改正する：「(三) 出願書類の形式が規定に合致しない場合」。

(六) 第四十三条を第四十九条に変更し、第三項を次のように改正する：「分割出願の請求書において、原出願の出願番号及び出願日を明記しなければならない。」

(七) 第四章における「専利復審委員会」を「国務院専利行政部門」に改正する。

(八) 第八十二条を第九十八条に変更し、第一項における「専利復審委員会」を「国務院専利行政部門」に変更する。

(九) 第八十三条を第九十九条に変更し、第二項における「専利業務を管理する部門」を「県級以上の専利の法執行を担当する部門」に変更する。

(十) 第九十七条を第百十四条に変更し、第一項第三号における「専利登録費用、公告印刷費用及び」を削除する。

(十一) 第百条を第百七条に変更し、そのうちの「減額又は納付の延長」を「減額」に改正し、「国務院価格管理部門」を「国務院発展改革部門」に改正する。

(十二) 第百十四条を第百三十二条に変更し、第二項における「国際公開日」の後ろに「又は国務院専利行政部門による公布日」を追加する。

(十三) 第百十九条を第百四十六条に変更し、第二項における「代理人」を「専利弁理士」に改正し、「且つ添付する」を「必要に応じて提出しなければならない」に改正する。

また、2020年10月17日に通過した「『中華人民共和国専利法』の改正に関する全国人民代表大会常務委員会の決定」に基づき、「中華人民共和国専利法実施細則」で引用する「中華人民共和国専利法」の条文の番号を適宜修正し、また、一部の条、項及び文字を調整かつ修正した。

本決定は、2024年1月20日より施行する。

「中華人民共和国専利法実施細則」は、本決定に基づき適宜修正を行い、かつ、条文の番号を適宜したので、ここで改めて公布する。

出所：国務院ウェブサイト

https://www.gov.cn/zhengce/content/202312/content_6921633.htm

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。